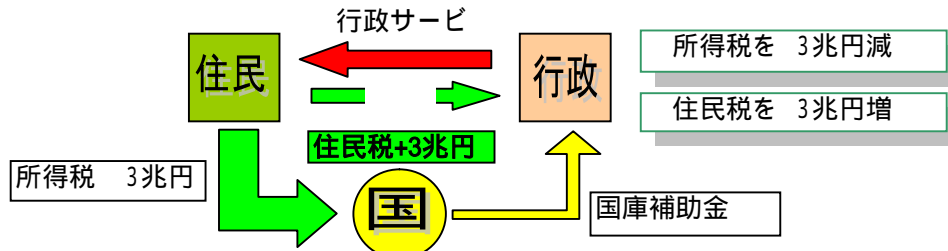


平成19年から税源移譲によって 住民税が大きく変わります。

Q どうして変わるの？

A 国から地方へ3兆円の税源の移譲が行われます

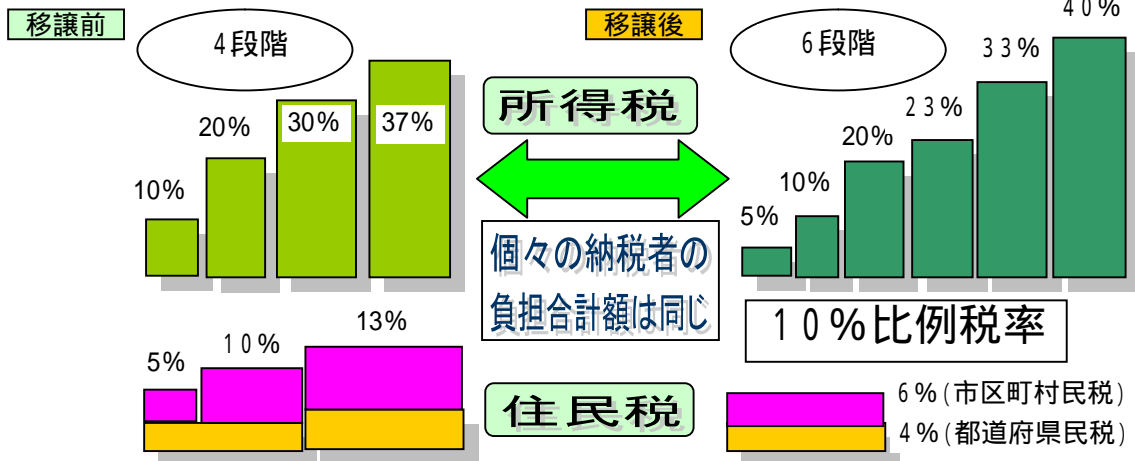
三位一体改革により、地方団体が自主財源の確保を行い住民サービスを効率的におこなえるよう所得税から住民税へ税そのものの形で3兆円の税源を移すことになりました



Q 税負担は増える？減る？

A 税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

平成19年度住民税から住民税所得割の税率が10%に統一されます。これにより、高額所得者の多い地域に税収が偏ることが縮小されます。



(負担増減の例)
独身者の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			→	税源移譲後(単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000	64,500	188,500		62,000	126,500	188,500	0円	
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	0円	
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	0円	
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000	0円	

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			→	税源移譲後(単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000	0円	
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円	
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円	
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円	

夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

上記は税源移譲による負担変動を示すものです。この他平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があります。

